



～障がい者グループホームってどんなところ～

グループホームは障がい者の大切な住まいです



「グループホーム」という言葉は聞かれましたが、具体的にはよくわからないという方も多いのではないのでしょうか。グループホームは障がい者の大切な住まいです。障がい者グループホームのことを多くの方々に理解していただくため、グループホームはどのようなもので、どんなサービスが提供されているか、誰が利用できるのかといったことを、わかりやすく紹介します。

障がい者グループホームとは

- 障がいのある方が、必要なサポートを受けながら、家庭的な雰囲気の中で、数人の仲間と共同で生活する住まいです。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」(障害者総合支援法)に基づく福祉サービスの一つとして運営されており、正式な名称は「共同生活援助」といいます。



グループホームの運営

- 障がい者グループホームは、社会福祉法人や特定非営利活動法人、株式会社など民間の様々な法人・団体が運営しています。
- グループホームの開設にあたっては、必要な職員配置や設備等の基準を満たすことが必要で、都道府県などの指定を受けて運営しています。



グループホームでのサービス

- グループホームでは、食事や掃除等の家事援助、日常生活上の相談支援、余暇活動支援、金銭管理、服薬管理、利用者の中活動先等の関係機関との連絡調整などのサービスを行います。また、介護が必要な方には、食事や入浴、排せつ等の介護サービスなどを行います。



グループホームの利用者

- グループホームを利用できるのは障がいのある方です。主な利用者として次のような方を想定しています。
- 親元を離れて生活したいが、単身生活には不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方。
 - 一定の介護が必要だが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方。
 - 入所施設等を出て、地域の中で暮らしたいが、いきなり単身生活には不安がある方。



グループホームに配置される職員

グループホーム利用者の暮らしをサポートするため、食事や入浴の準備、所持金の管理等を行う「世話人」や、身の回りのことに関する介助等を行う「生活支援員」がグループホームの中で働いています。職員がグループホームに泊り、夜間も入居者のサポートを行う場合もあります。



グループホームの立地と設備

- グループホームの利用者が、地域との交流を図り社会との連帯を確保する観点から、住宅地など、地域の人々との交流の機会が確保される立地で運営されています。
- グループホームは、居室の他に、利用者の交流を図るためのスペース(居間・食堂)、台所、便所、浴室といった設備がセットとなった「共同生活住居」が必要です。
- 利用者の相互交流を図るために、居間や食堂は、利用者や職員が一堂に会するのに十分な広さが必要とされています。

グループホームでの生活

- グループホームは、障がい者の住まいであり、世話人等のサポートを受けながら、入居者同士が協力し合って生活しています。
- 朝、起床すると世話人が健康状態の管理や食事の準備などを行います。
- 平日の昼間は職場や作業所に通勤・通所したり、デイケアなどに通ったりします。
- 帰宅後は、食事や入浴等のサポートを受けながら生活します。
- 休日は、グループホームの中で過ごしたり、友達たちと一緒に好きな場所へ遊びに出かけたりしています。



【大阪府の取組】

- 障がい者が社会で安心して生活し、地域共生社会を実現するためには、障がい者が自らの意思・希望で住まいの場を選択することができるように支援していくことが重要です。
- 大阪府では、令和3年3月に策定した第5次大阪障がい者計画で、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」を最重点施策と位置づけ、入所施設・精神科病院からグループホーム等へ生活の場を移し、地域での生活づくりを支援していく地域移行に取り組んでいます。
- また、障がい者が、地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めています。

《府民のみなさまへのお願いです》

グループホームは、障がいのある方の、地域で暮らしたいという思いに応えるかけがえのない大切な住まいです。グループホームでの暮らしは、支援スタッフだけでなく、家主さんや近隣住民の方々のおかげによって支えられています。障がいのある方がその地域で安心して暮らしていくことができるよう、みなさまのご理解とご協力をお願いします。